

令和8年8月記録的大雨に係る被災者支援パッケージ (9/30時点)



被災者の生活支援（主なもの）

- ① 被災世帯に対する知事見舞金
全壊、半壊に加え床上浸水世帯に支給
- ② 被災者生活再建支援事業費補助金
半壊に至らない床上浸水世帯を含め支援金を支給
- 3 生活必需品の給与又は貸与
- 4 教科書、学用品の給与
- 5 住宅の応急修理
日常生活に必要最低限度の部分の修理
- ⑥ 宅地復旧支援事業
被災した宅地等の復旧を支援
- ⑦ 宅地堆積土砂排除支援事業
被災した宅地等の堆積土砂の排除を支援
- 8 賃貸型応急住宅・県営住宅の一時提供
応急的な住まいの提供
- 9 県税の減免措置等
- 10 生活福祉資金の貸付
- 11 外国人の方への相談対応
外国語で相談（無料）ができる外国人ワンストップ相談センター

別途、「住宅・宅地復旧リーフレット」あり
（詳細は下記被災者支援パッケージ）

地域産業・働く方に対する支援（主なもの）

- 1 金融特別相談窓口・制度融資
相談窓口の設置、制度融資「災害対応資金」を適用
- 2 農林水産業者向け相談窓口等
相談窓口の設置農業分野の技術対策、各種制度融資案内
- ③ 被災事業者事業継続支援補助金
被災した中小・小規模事業者の施設・設備の復旧を支援
- ④ 農作物（水稻、果樹・野菜等）被害緊急対策事業
残渣処理・ほ場回復及び緊急防除に要する費用を支援
- ⑤ 農業振興資金（農業経営安定資金）特別融資枠の創設
低利な融資制度の創設により資金繰りを支援
- 6 社会福祉施設等災害復旧支援事業
被災した高齢者施設等の施設・設備の復旧を支援
- 7 労働相談ダイヤルでの相談受付

被災地への支援をご希望の方へ（主なもの）

- 1 義援金の募集 受付期間：8月28日～令和9年1月29日
- 2 義援物資の受付 受付期間：9月1日～当面の間
- ③ 災害ボランティア活動支援
被災地でボランティア活動を実施する団体への補助金等

※詳細は、県HP被災者支援パッケージをご覧ください。 <https://www.pref.toyama.jp/1902/hukkyuuhukkou/20260827ooameshien.html>

住宅・宅地復旧リーフレット

令和8年8月記録的大雨により ご自宅が被災された皆様へ

【令和8年9月30日時点】

令和8年8月記録的大雨により
被災された皆様には、
心からお見舞い申し上げます。

このリーフレットは、ご自宅が被災された皆様が、被害等の状況に応じて受けられる支援制度の概要について取りまとめたものです。

詳細については、各支援制度ごとの窓口にお問い合わせください。



住宅の復旧のための各種支援制度のご案内

受けたい支援の内容から、ご利用いただける制度を確認できます。

<住宅の応急修理>

○被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）を受けた住居の応急修理をして、とりあえず住めるようにしたい



▶ ① 住宅の応急修理制度

<生活再建への支援>

○住宅に被害（全壊、大規模半壊）を受けたため、復旧のための支援を受けたい



▶ ② 被災者の生活再建のための支援金の給付

<住宅の建替え・補修・賃貸など>

○被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊等）を受けた住宅について、最終的に、新たに建設/購入・補修・賃借するかどうかを決めた



▶ ② 被災者の生活再建のための支援金の給付

○被害を受けた宅地の復旧の支援を受けたい

▶ ③ 宅地復旧支援事業
制度詳細のHPは準備中です。

<被害を受けた住宅等の解体・土砂撤去>

○被害（全壊）を受けた家屋等を解体したい



▶ ④ 損壊家屋等の公費による解体・撤去

○被害を受けた宅地の堆積土砂を撤去したい

▶ ⑤ 宅地堆積土砂排除支援事業

現在、氷見市にて実施しております。お住まいの市へご相談ください。

<その他の支援>

○その他、被害にかかわらず受けられる支援を知りたい

▶ ⑥ 知事見舞金の支給

詳細は裏面右側の被災者支援パッケージにてご確認ください。

※災害義援金の配分

今後、県が設置する配分委員会において配分額を決定のうえ、各市町村を通じて、配分します。

各種支援制度の概要

住宅の復旧のために、**罹災証明書による被害の程度に応じて**、
以下の支援制度が利用できます。

※「**罹災証明書**」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。
なお、罹災証明書の**申請窓口は、お住まいの市町村です。**

国制度 ☐ 県制度 ☐

支援制度	罹災証明書による被害の程度					
	全 壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半 壊	準半壊 床上浸水	一部損壊 床下浸水
①住宅の応急修理制度 住宅の 応急修理費用 を支援 (※1)	75万7千円 (最大)				36万7千円 (最大)	
②生活再建支援金(基礎) 生活再建 を支援(※2、※3)	100万円	50万円	再建方法に応じた支援			
②生活再建支援金(加算) 住宅を 新たに建設・購入 する場合(※2、※3)	200万円	200万円	100万円	100万円	(半壊に至らない 床上浸水) 50万円	対象となる 場合がある ため、市町 村にお問 い合わせくだ さい。
②生活再建支援金(加算) 被災住宅を 補修 する場合 (※2、※3)	100万円	100万円	50万円	50万円	(半壊に至らない 床上浸水) 25万円	
②生活再建支援金(加算) 賃借住宅に住む 場合 (※2、※3)	50万円	50万円	25万円	25万円	(半壊に至らない 床上浸水) 10万円	
③宅地復旧支援事業 被害 を受けた 宅地 の復旧の 支援	現在、氷見市において実施されていますので、 お住まいの市にお問合せください。 (766万6千円 (最大) ※約 2/3 補助)					
④公費による解体・撤去 損壊家屋等の 解体・撤去	解体・撤 去の対象					
⑤宅地堆積土砂排除支援 事業 宅地の 堆積土砂 を撤去	現在、氷見市において実施されていますので、 お住まいの市にお問合せください。					
⑥知事見舞金	10万円	5万円	5万円	5万円	(半壊に至らない 床上浸水) 5万円	

※1 全壊の場合も応急修理を実施することで居住可能であれば支援の対象となります。
※2 世帯数が1人の場合は、金額×3/4が支給額となります。
※3 国制度は氷見市のみ対象（国制度の対象とならない市町村については、県独自制度により、国制度と同様の支援金を支給します）

各種相談窓口

各支援制度の問い合わせ・相談窓口は以下のとおりです。

市町村名	対象事業	担当部署	電話番号
高岡市	① ②、⑥	建築政策課 社会福祉課	0766-20-1429 0766-20-1367
氷見市	①、⑤ ② ③ ④ ⑥	都市計画課 市民課 都市計画課 環境保全課 福祉介護課	0766-74-8078 0766-74-8010 0766-74-8090 0766-74-8065 0766-74-8111
小矢部市	①	都市建設課	0766-53-5845
射水市	①	建築住宅課	0766-51-6683

各支援制度の県の問い合わせ先は以下のとおりです。

- ①：富山県危機管理局防災課 TEL：076-444-9697
 ②：富山県厚生部厚生企画課 TEL：076-444-3196
 ③：富山県土木部建築住宅課 TEL：076-444-9687
 ④：富山県生活環境文化部環境政策課 TEL：076-444-3140
 ⑤：富山県土木部都市計画課 TEL：076-444-3346
 ⑥：富山県厚生部厚生企画課 TEL：076-444-3196

その他の支援制度については、富山県ホームページで
「令和8年8月記録的大雨に係る被災者支援パッケージ」
として掲載しています。併せてご確認ください。

被災者支援パッケージはこちら⇒

